

第2期三条市障がい者計画
第5期三条市障がい福祉計画
第1期三条市障がい児福祉計画

平成 30 年3月

三 条 市

「障がい」の表記方法について

障害の「害」の字の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記することとします。

※ 本計画内の平成 31 年以降の元号表記につきましては、平成 31 年 5 月 1 日の改元に
伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものとします。

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨.....	2
2 計画の概要.....	4
3 計画の期間.....	5
4 基本的な視点.....	6
5 計画の検証及び見直し.....	7
6 障がい者を取り巻く状況.....	8
7 現状から見える課題.....	13
第2章 三条市障がい者計画	14
1 計画の基本理念.....	15
2 施策の体系.....	16
3 施策分野.....	18
(1) 相談支援の充実.....	18
(2) 日常生活支援の充実.....	20
(3) 就労支援・雇用促進.....	22
(4) 障がいの早期発見・確実な支援.....	25
第3章 三条市障がい福祉計画・三条市障がい児福祉計画	28
I 計画期間における数値目標.....	29
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	29
2 施設入所者数の削減.....	30
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	30
4 地域生活支援拠点の整備.....	31
5 福祉施設利用から一般就労への移行.....	32
6 就労移行支援事業の利用者数.....	33
7 就労移行率3割以上の事業所の割合.....	33
8 就労定着支援利用による職場定着率.....	34
9 障がい児支援の提供体制.....	35
10 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置.....	36

11	福祉施設における工賃アップ（市の独自目標）	37
II	サービス見込量と確保のための方策	38
1	障がい福祉サービス	38
2	地域生活支援事業	57
資料	編	67
1	ライフステージに応じた支援体制	68
2	三条市地域自立支援協議会	69

第 1 章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本市は、平成19年3月に障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために、全ての人々が障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域で、一人の人間として人権が尊重され、健やかに安心して暮らしていけるような地域社会の実現を図ること、すなわち「ノーマライゼーションのまち」づくりを目指して、「共に創り 共に支え合う ノーマライゼーションのまち」を基本理念とした「さんじょう障がい者プラン2007」を策定しました。

一方で、障がいのある人の地域生活を支援するために必要なサービスの確保と体制整備を図るため、平成21年3月に「第2期三条市障がい福祉計画」を、平成24年3月に「第3期三条市障がい福祉計画」を、そして平成27年3月に「第4期三条市障がい福祉計画」を策定してきました。

障がいを取り巻くこれまでの動きは、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、平成24年10月に施行されています。

さらに、平成23年7月には障がい者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

平成24年6月には、それまでの障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」とされました。同法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者が障がい者福祉の対象に含まれることとされました。

平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成28年4月から施行されていま

す。障害者差別解消法では、障がい者を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。

これらの一連の法整備を経て、平成 26 年 1 月には「障害者権利条約」が批准されました。

その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護サービスを利用する場合の利用者自己負担額の軽減の仕組みなどが新たに設けられました（平成 30 年 4 月施行）。加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、国では、現在、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

こうした動きを踏まえ、地域の課題に対応した障がい者支援施策を生涯にわたって切れ目なく着実に進めていくために、これまでの取組や課題・ニーズについて、新たな視点に立って整理・検討を加えた障がい者支援の施策、障がい福祉サービスの見込量や数値目標を盛り込んだ「第 2 期三条市障がい者計画・第 5 期三条市障がい福祉計画・第 1 期三条市障がい児福祉計画」の 3 つの計画を一体のものとして策定しました。

2 計画の概要

第2期三条市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、重点的に取り組む施策の基本的な方向を分野ごとに明らかにし、これらの取組を推進するための指針としております。

また、第5期三条市障がい福祉計画、第1期三条市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害福祉計画」「障害児福祉計画」であり、国の定める基本指針¹に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス²」、「相談支援」、「障がい児支援」及び「地域生活支援事業³」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標及び各年度のサービス需要を見込み、サービス提供体制の確保や推進を図っていくこととしてます。

¹ 国の定める基本指針…障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成29年3月31日全部改正）

² 障がい福祉サービス…個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス

³ 地域生活支援事業…市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業

3 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とし、「第 2 期三条市障がい者計画」と「第 5 期三条市障がい福祉計画」、「第 1 期三条市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

また、社会情勢や法律、制度の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障がい者計画		さんじょう障がい者プラン2007										延長	第2期		
		↑ 一体として策定											↑ 一体として策定		
障がい福祉計画	障がい者プラン第5章		第2期			第3期			第4期			第5期			
													↑ 一体として策定		
障がい児福祉計画													第1期		

4 基本的な視点

次の4つの視点に立って障がい者施策を推進します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加を実現できるよう、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体による障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある人が地域で必要とする障がい福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とすることや障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を踏まえ、より地域の実態把握に努め、社会資源を有効に活用しながら障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 施設・病院からの地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、施設や病院からの地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を十分に活用し、その支援体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が障がいのある人などを取り込んだ地域づくりへの取組を支援します。

専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

5 計画の検証及び見直し

本計画に定める事項の進捗状況については、三条市地域自立支援協議会⁴において少なくとも年1回は検証を行い、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

⁴ 三条市地域自立支援協議会…障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るための仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

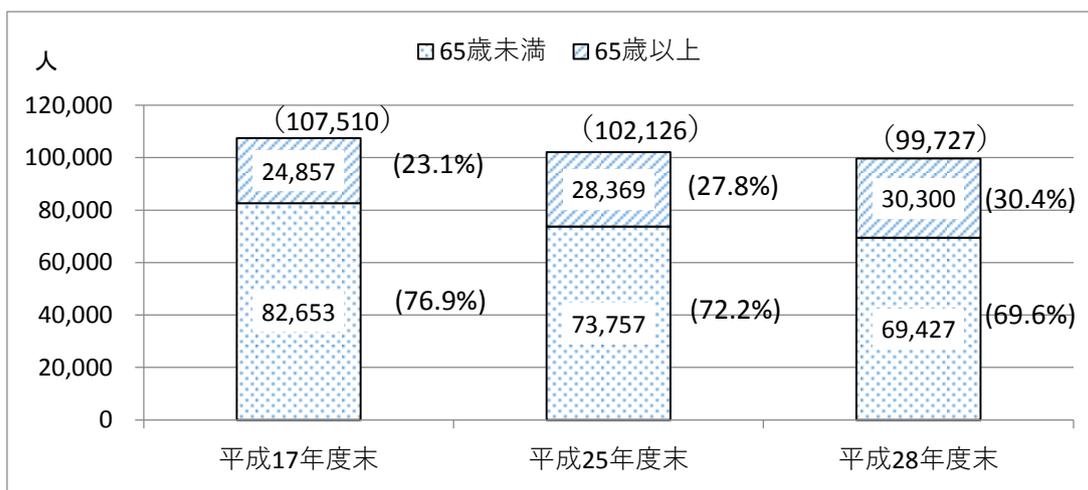
6 障がい者を取り巻く状況

(1) 人口の高齢化と世帯規模の縮小

人口では、65歳以上の占める割合が、平成28年度末現在で30.4%であり、平成17年度末から平成28年度末までの11年間で、7.3%増加しています。

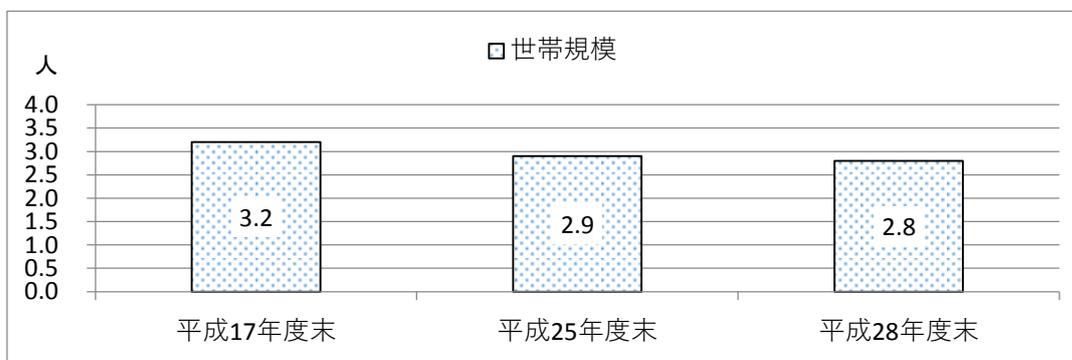
また、世帯規模では、1世帯当たりの平均世帯員数が、平成28年度末現在で2.8人であり、平成17年度末から平成28年度末までの11年間で、0.4人減少しています。

人口の高齢化



資料：住民基本台帳

世帯規模の縮小



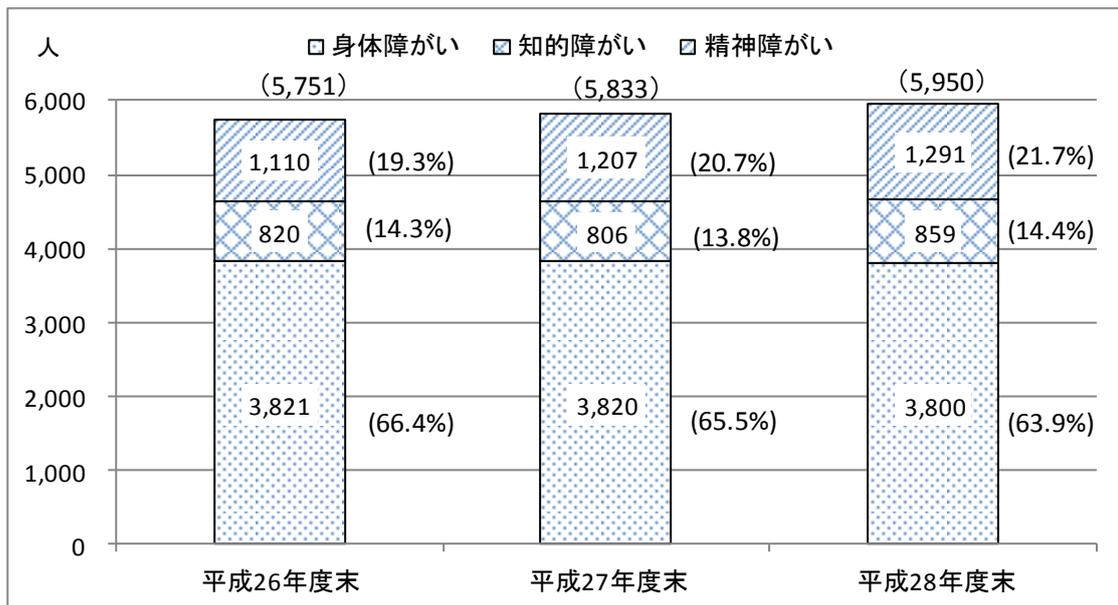
資料：住民基本台帳

(2) 障がい者数の推移と年齢構成

障がい者数は、平成28年度末現在で5,950人（身体障がい3,800人、知的障がい859人、精神障がい1,291人）であり、平成26年度末から平成28年度末までの2年間における伸び率は3.5%（身体障がい△0.5%、知的障がい4.8%、精神障がい16.3%）となっています。

また、年齢構成では65歳以上の占める割合が、平成28年度末現在で50.4%となっています。

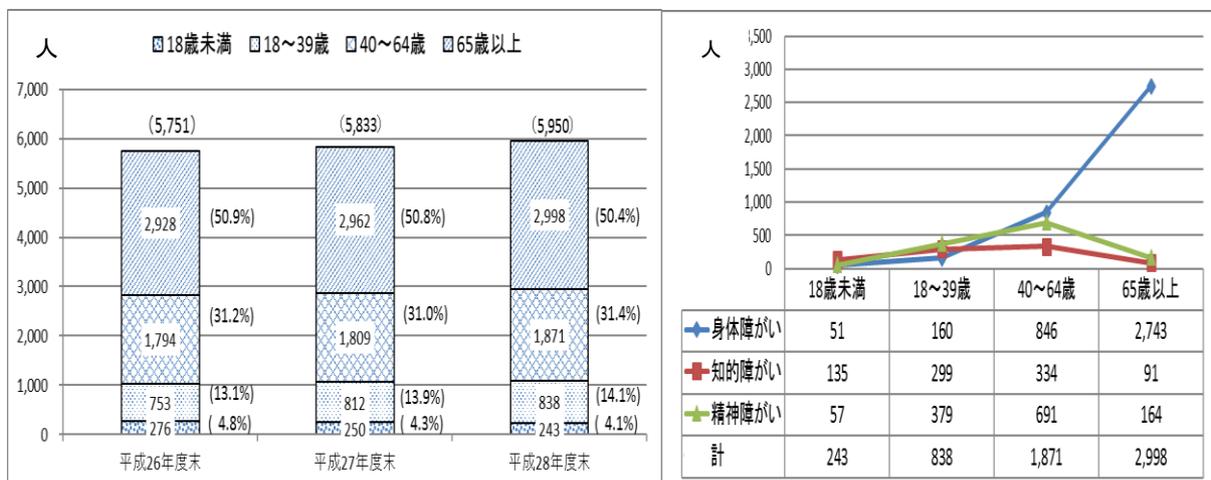
障がい者数の推移



障がい者の年齢構成

(年度別)

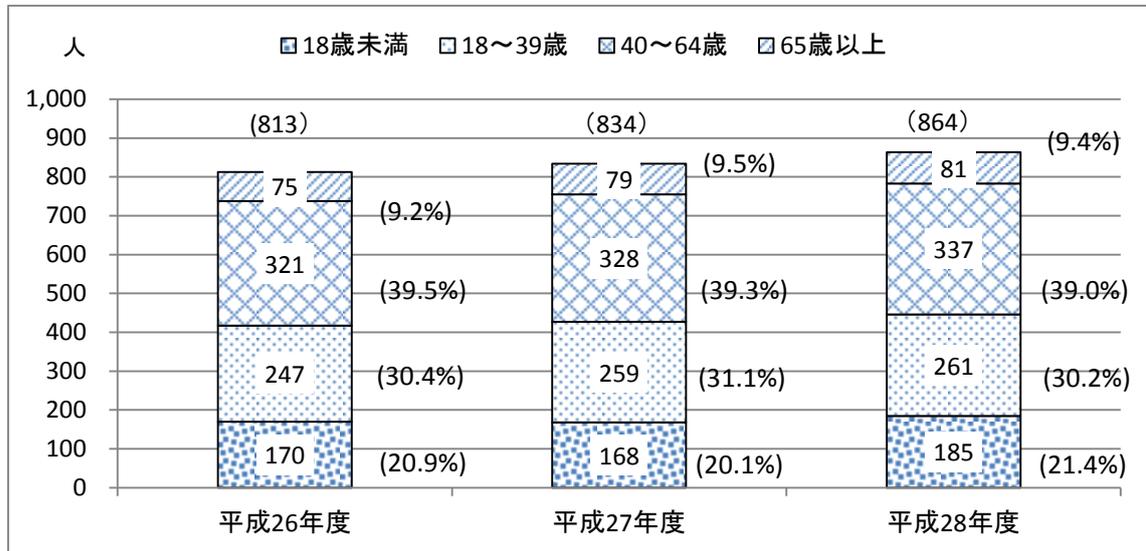
(平成28年度末)



(3) 障がい福祉サービスの実利用者数の推移

障がい福祉サービスの1年間の実利用者は、平成26年度と平成28年度を比較すると51人(6.3%)増加しています。

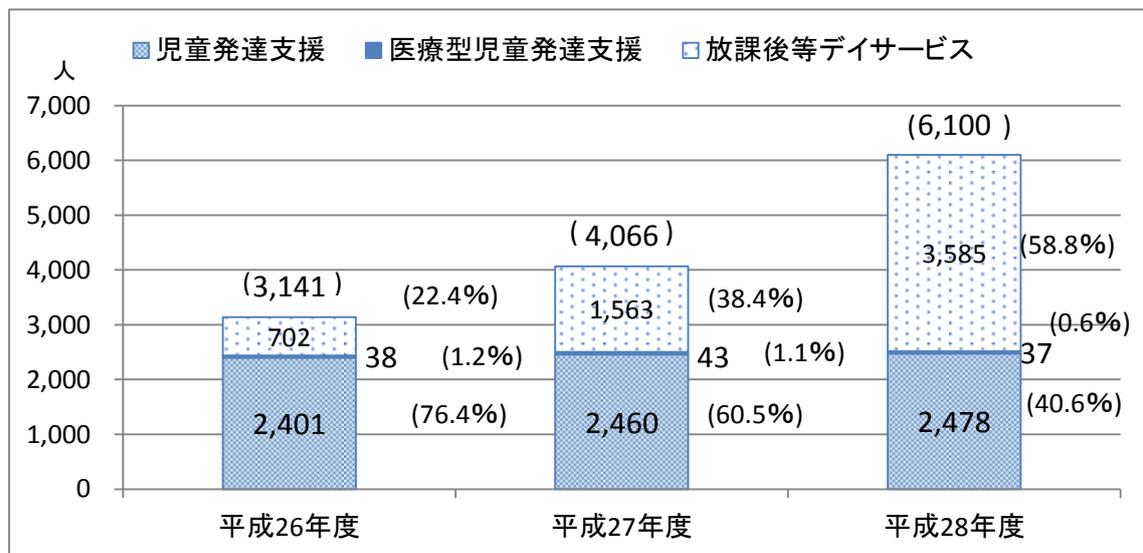
実利用者数の推移



(4) 児童通所支援利用者延べ人数の推移

児童通所支援利用者延べ人数は、平成26年度と平成28年度を比較すると2,959人(94.2%)増加しています。

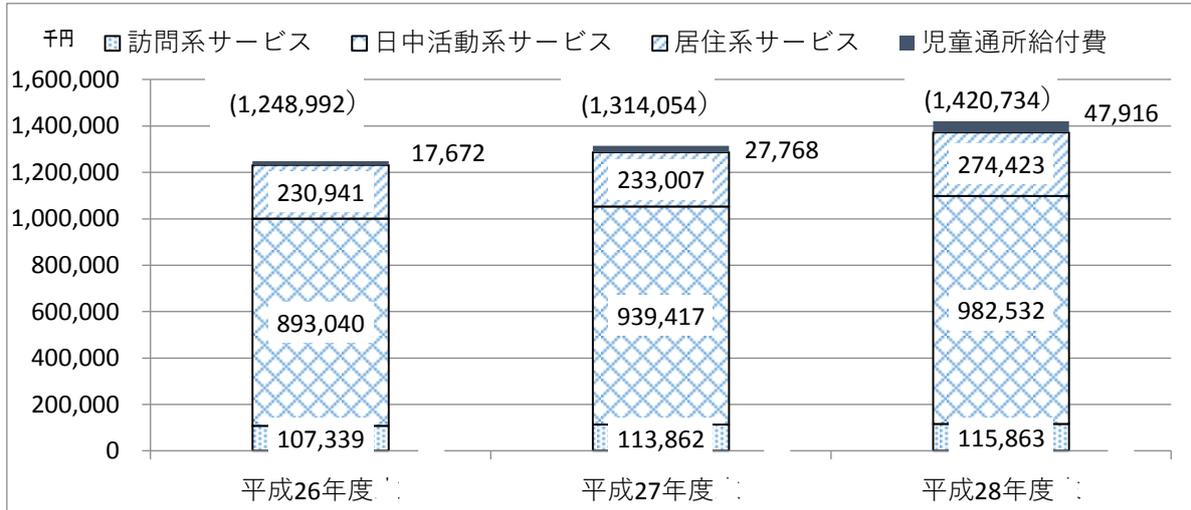
児童通所支援利用者延べ人数の推移



(5) 障がい福祉サービス費の推移

障がい福祉サービス費は、平成 26 年度と平成 28 年度を比較すると約 1 億 7 千 2 百万円（13.8%）増加しています。

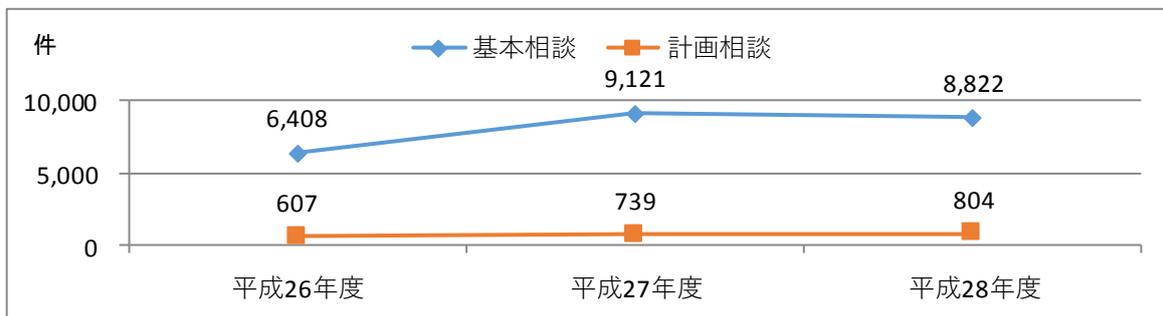
障がい福祉サービス費の推移



(6) 相談支援件数の推移

相談支援件数は、平成26年度と平成28年度を比較すると2,611件（37.2%）増加しています。内訳としては、基本相談支援⁵が2,414件（37.7%）の増加、計画相談支援⁶が197件（32.5%）の増加となっています。

相談支援件数の推移



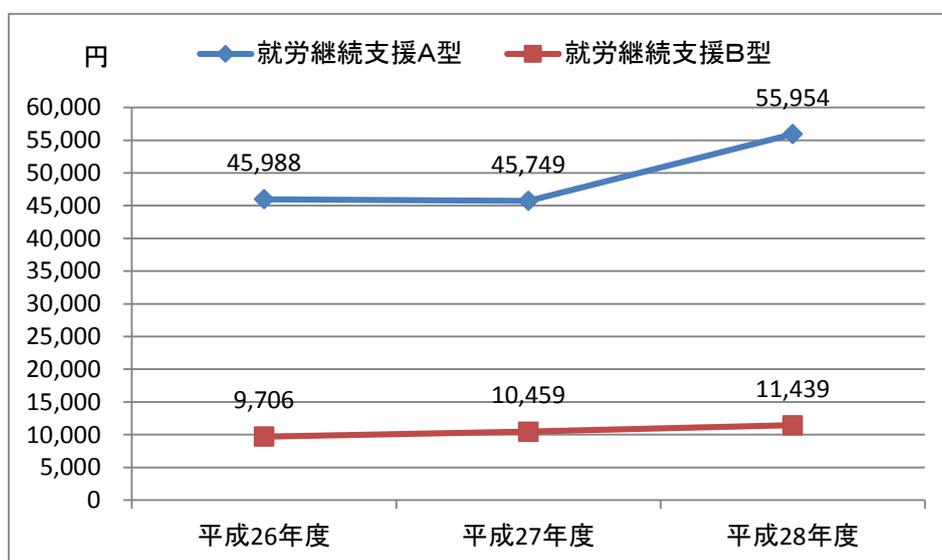
⁵ 基本相談支援…障がいのある方やその家族からの相談に応じ、サービス利用や権利擁護に関する援助、関係機関との連絡調整などを行う支援

⁶ 計画相談支援…障がい福祉サービスを利用する方に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングを行う支援

(7) 福祉的就労⁷による作業工賃平均月額の推移

作業工賃平均月額は、平成28年度では就労継続支援A型⁸が55,954円、就労継続支援B型⁹が11,439円となっています。平成26年度と平成28年度を比較すると、就労継続支援A型が9,966円（21.7%）の増加、就労継続支援B型が1,733円（17.9%）の増加となっています。

作業工賃平均月額推移



⁷ 福祉的就労…就労継続支援A型及び就労継続支援B型

⁸ 就労継続支援A型…一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴う就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

⁹ 就労継続支援B型…一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴わない就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

7 現状から見える課題

- (1) 相談支援では、相談件数や困難ケースが年々増加する傾向にあることから、新たな相談支援事業所の参入を促すとともに、相談支援専門員の確保やスキルの向上が求められています。
- (2) 障がい者を取り巻く背景として、高齢化や世帯規模の縮小に伴い家族の高齢化や障がい者の単身化・高齢化が進んでいます。
- (3) 障がい福祉サービスは、サービス利用が年々増加する傾向にあり、特に、重度・中度の障がい者のサービス利用が増加する傾向にあることから、この受け皿を確保する必要があります。
- (4) 福祉的就労による作業工賃は、平均月額は微増しているものの、依然として低い水準になっていることから、大幅な収入アップや一般就労につながる支援が求められています。
- (5) 発達障がいを含む障がい児への適切な対応（早期発見、療育・教育の充実、福祉サービスの充実）が必要です。

第2章 三条市障がい者計画

1 計画の基本理念

障がいのありなしに関わらず、地域に暮らす全ての人がいきいきと日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりが相互に尊重し、支え合う社会の形成が求められています。また、障がい者やその家族などに関わる様々な分野にわたる生活課題等を解決する地域共生サービスへの取組が進められてきます。

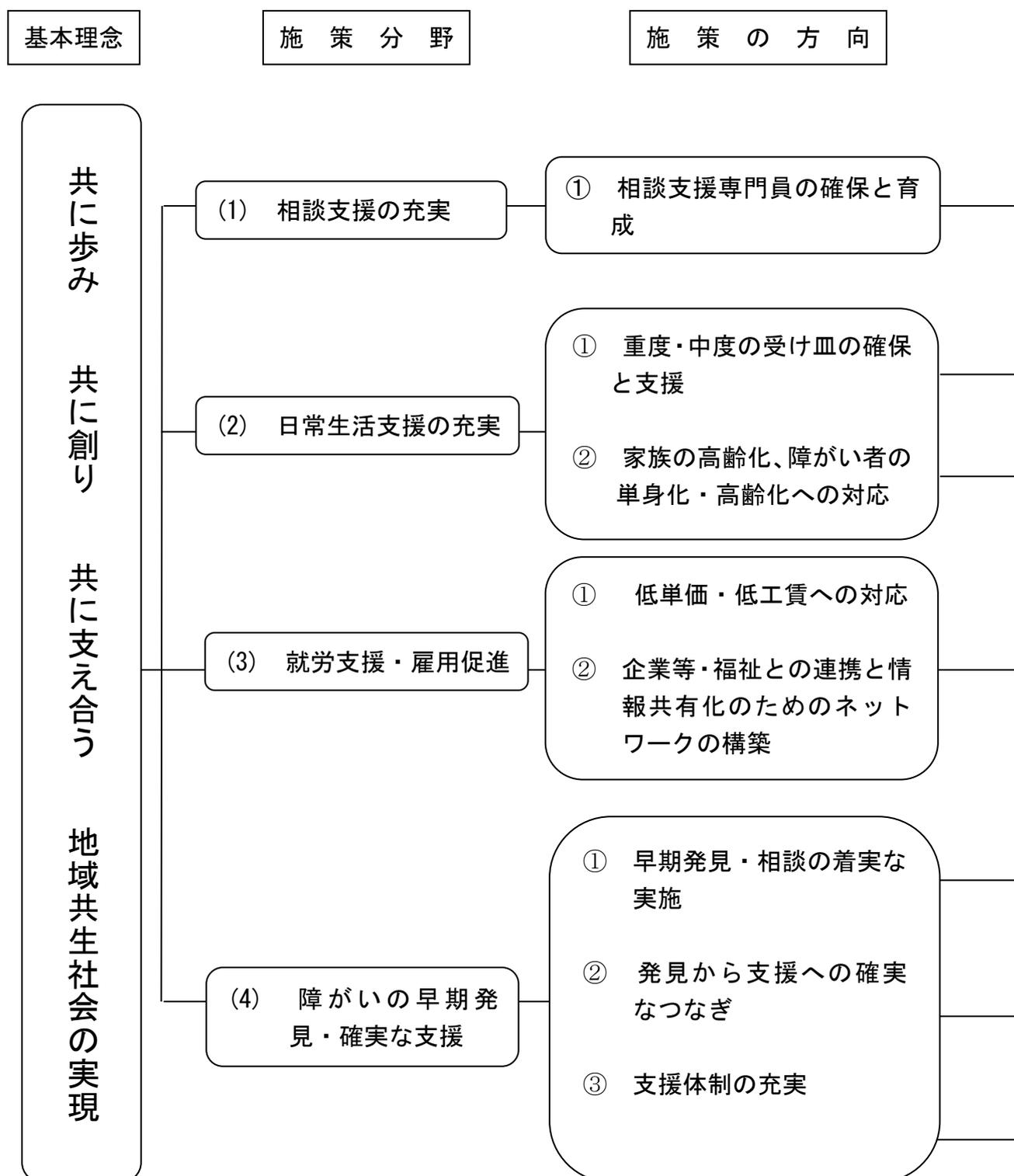
そのため、本市がこれからの障がい福祉施策を推進するために次の基本理念を目指します。

基本理念

共に歩み 共に創り 共に支え合う

地域共生社会の実現

2 施策の体系



主 な 取 組

- 相談支援事業の体制強化のための支援策の充実
- 基幹相談支援センターの設置に向けた取組の推進
- 権利擁護支援の充実
- 成年後見制度等の利用促進

- 障がい福祉サービス事業所の整備拡充

- 介護保険制度との連携強化
- 成年後見制度等の利用促進（再掲）

- 工賃アップのための取組の推進
- 福祉的就労事業所の整備促進
- 企業と福祉のネットワークの構築・充実
- 障がい者就労の企業への理解の促進

- 年中児発達参観の着実な実施
- 多職種による子どもの発育・子育て相談の実施

- 発達支援コーディネーターを中心とした個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上
- 保護者の理解の促進

- 放課後等デイサービスの充実
- 特別支援教育に係るスタッフの確保

3 施策分野

(1) 相談支援の充実

【現状と課題】

障がい者が地域で生活するために、障がい者やその家族などからの相談を受け、障がい福祉サービス等の利用を支援する相談支援体制の充実が必要です。

市では、市内の4社会福祉法人へ相談支援事業を委託していますが、基本相談の相談内容は多様化・複雑化しており、かつ相談件数も増加しています。また、サービス等利用計画の作成が義務化となり、サービス等利用の作成に関する相談件数も増加しています。このことから、より利用者へ適切なサービスを提供していくためにも相談支援専門員の人材確保・育成や充実した体制の構築が求められます。

また、障がいのある人が安心して地域で暮らしていくためには、「障害者差別解消法」を踏まえた取組が求められます。障がいのある人が暮らしやすい社会の実現のためには、障がいのある人に対する地域の理解を進める必要があります。障がいのある人やその家族、介助者だけでなく、地域住民と障がいのある人との交流ができるような機会を設けることや障がいに対する啓発活動を推進することにより、障がいがあっても社会参加ができ、あらゆる人と共存できる社会づくりが可能になります。

さらに、知的障がいや精神障がいにより、判断能力が不十分な人の権利を守るために、福祉サービスや日常生活における契約行為、財産管理等を行う成年後見制度の活用を広めていく必要があります。

① 相談支援専門員の確保と育成

相談支援事業の体制強化のための支援策の充実
<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所間の連携を強化し、相談支援専門員の増員や負担軽減策を講じていきます。・新規の相談支援事業所の参入を促進します。・経験年数等に応じた各種研修を実施し、相談支援専門員の育成を図ります。
基幹相談支援センター¹⁰の設置に向けた取組の推進
<ul style="list-style-type: none">・市内相談支援事業所の役割分担により地域全体の相談支援体制を確立するとともに、相談支援の地域全体の拠点となる基幹相談支援センター設置に向けた取組を推進します。
権利擁護支援の充実
<ul style="list-style-type: none">・虐待の禁止、早期発見・早期対応するために、関係機関等による支援体制の強化・充実を図ります。・差別の解消及び合理的な配慮の普及促進を図ります。
成年後見制度等の利用促進
<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度等の周知を図り、安心して福祉サービスの利用が受けられるよう支援します。

¹⁰ 基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

(2) 日常生活支援の充実

【現状と課題】

障がい福祉サービスを必要とする障がい者は年々増加傾向にあり、その中でも、重度・中度の障がいがあり、福祉サービスを必要とする障がい者が特に増加することが見込まれます。

現在、重度・中度の障がい者が利用する市内の日中活動系サービス事業所では定員を超える受入をしている状況であり、サービス提供体制の在り方や施設整備の充実が課題となっています。

また、強度行動障がい者の支援について、市内の障がい福祉サービス事業所では経験や知識、人員体制が整わないため、十分なサービスが提供できず、ニーズに応えられないケースがあります。今後、強度行動障がいの特性の理解と共に、適切な支援に向けた取組が必要です。

障がい者を支える家族の高齢化により、障がい者が単身世帯となる事例が見られます。サテライト型住居の活用等、障がい福祉サービスを活用しながら、障がい者が住み慣れた場所で安心して自立した地域生活が送れるような支援体制の整備が必要です。

障がい者自身も高齢化しています。国では、訪問、通所、ショートステイのサービスなど、介護保険サービスと障がい福祉サービスのどちらかで指定を受けている事業所であれば、もう一方の指定を受けやすくなる仕組みづくりにより、既存の分野の垣根を越えて、本人も含めたあらゆる関係者が横断的に福祉を担う「地域共生社会」に向けた取組が進められており、マンパワー不足の深刻化が懸念されるなか、限られた人材を効率的に活用できると考えています。

また、入院している精神障がいのある人のうち、退院可能な人については、病院などの関係機関と連携を図り、必要な時に支援を受けることのできる体制を整

備し、地域で暮らしていけるよう支援していく必要があります。

なお、判断能力が不十分な人の権利を守るために、成年後見制度の活用を広めていく必要があります。

① 重度・中度の受け皿の確保と支援

障がい福祉サービス事業所の整備拡充

- ・既存の資源の活用も含めて、関係機関等と連携しながら、重度・中度の障がいのある人の受け皿の確保を図ります。
- ・民間事業者も含めたサービス提供体制（施設整備）の拡充に努めます。
- ・サテライト型住居やグループホームの利用支援や支援者の連携に努めます。また、新たな資源の開拓に取り組みます。
- ・研修や先進地視察等で障がい特性への理解を深め、障がい特性に応じた支援体制の構築に努めます。

② 家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応

介護保険制度との連携強化

- ・高齢者の支援機関との連携体制を強化し、介護保険制度への移行が円滑に行えるように努めます。
- ・障がい者への介護保険制度の周知に努めます。

成年後見制度等の利用促進（再掲）

- ・成年後見制度等、権利擁護のための施策の周知と共に、適切な相談支援体制の促進に努めます。

(3) 就労支援・雇用促進

【現状と課題】

就労移行支援・就労継続支援などの日中活動系サービス事業所では、一般就労が困難な人や就労訓練を希望する人に対する作業訓練や福祉的就労が行われ、社会参加の場として大きな役割を担っています。しかし、就労機会に恵まれずに長期在籍するなど、利用者が固定化している状況があることなどから、新規の受入が次第に困難になっているため、必要な訓練を受けられる場を確保する必要があります。

また、これらのサービス事業所の多くは民間企業からの受託作業が主であり、サービス利用者の作業工賃収入は低い状況となっています。自立した生活をおくるためにも、作業受注単価の見直し、売れる商品の開発、販路の開拓・拡大など、工賃アップのために民間活力を活用しながら、自立した生活が確保できるまでの収入が得られるような取組が必要です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、障がい者の雇用促進を図っている中で、法定雇用率（2.0％）を達成した市内企業は、国、県を上回る 62.7％（従業員 50 人以上が対象、平成 28 年 6 月 1 日現在）となっていますが、法定雇用率が平成 30 年 4 月から 2.2％となることから、雇用環境は依然として厳しい状況にあると考えられます。各種セミナーを通じて、障がい者雇用の各種施策を実施しているハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が連携した就労支援体制を強化するとともに、障がい者に対する偏見等を払拭することをはじめとした企業等へ障がい者雇用への理解の促進を図ることが求められます。

さらに、障がい者の働く環境・業務と雇用する企業とマッチングの機会を設け、新たな就労の場が必要です。

① 作業工賃の低単価・低工賃への対応

<p>工賃アップのための取組</p> <ul style="list-style-type: none">・民間活力と協働した工賃アップのサポートのための工賃アップアドバイザーを活用した取組を実施します。・福祉的就労事業所の受注の機会の増大を図るため、市の物品等の優先調達を推進します。・就労に必要な知識や能力の向上のための訓練の充実に努めます。・作業単価等の請負交渉のスキルの向上を図ります。
<p>福祉的就労施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉的就労事業所の拡充を図り、サービスの提供体制を充実します。
<p>企業と福祉のネットワークの構築・充実</p> <ul style="list-style-type: none">・就労支援のセミナー等を通じて、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関等と企業とのネットワークの構築と充実を図ります。・就労に必要な知識や能力の向上のための訓練の充実に努めます。・一定の要件を満たした障がい者を雇用した企業に奨励金を交付し、雇用と就労定着を促進します。
<p>障がい者就労の企業への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者福祉活動サポート交付金等を活用した社会参加活動を促進します。・障がいに対する偏見等を払拭するための周知を行います。

② 福祉・企業等との連携と情報共有のためのネットワークの構築

企業と福祉のネットワークの構築・充実（再掲）	
	<ul style="list-style-type: none">・チャレンジド¹¹オフィスなど、新たな雇用機会の創出を図ります。・就労支援のセミナー等を活用し、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関等と企業とのネットワークの構築と充実を図ります。・企業等への障がい者雇用のための啓発活動を充実します。・障がい者雇用福祉奨励金の活用など、一般就労受入企業等への支援を継続します。・特別支援学校の卒業後の進路について、本人の希望や能力に応じた進路選択ができるよう支援に努めます。・就労に必要な知識や能力の向上のための訓練の充実を努めます。・就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等と連携した就労の定着を促進します。
障がい者就労の企業への理解の促進	
	<ul style="list-style-type: none">・障がいに対する偏見等を払拭するための周知を行います。

¹¹ チャレンジド…狭義には、仕事などによって積極的に社会参加を果たそうとする障がい者のことで障がい者を社会の保護対象としてではなく、社会の参加者としてとらえるもの。

(4) 障がいの早期発見・確実な支援

【現状と課題】

特別な支援が必要な子どもに対しては、乳幼児期から就労までの長期的な視点を持った上で、できるだけ早期に、適切な療育と指導訓練等の支援を行う必要があります。

これまで、乳幼児健診及び年中児発達参観の実施により、支援の必要な子どもを把握してきました。また、多職種による子どもの発育・子育て相談で、子どもの成長や発達について保護者が抱える不安や悩みに相談対応しています。子どもの状況や保護者のニーズに応じて子ども発達ルーム（児童発達支援）等で、子どもと保護者に対する支援を実施しています。保育所（園）・幼稚園等では、特別な支援が必要な子どもに対して個別の発達支援計画を作成しています。就学時に個別の発達支援計画を小学校に引き継ぎ、小学校入学後も継続した支援に取り組んでいます。これら年中児発達参観、子どもの発育・子育て相談、子ども発達ルーム、個別の発達支援計画を含めた「三条っ子発達応援事業」を着実に実施し、障がい特性に合った適切な支援や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

また、個別の発達支援計画の保護者との共有率は上がっているものの100%には至っていないことから、保護者の障がいに対する理解の促進と保育士等の資質の向上が必要です。

学齢期においては、放課後児童クラブにおける支援を図ってきたところですが、療育的支援の必要な児童が増加しており、専門的な支援の必要性が高まっています。放課後等デイサービスの利用は増加しているものの、定員数が不足しているため、放課後等デイサービスの充実が必要です。

また、学校生活においては、増加する特別な教育的支援を必要とする児童生徒

への適切な支援を行うため、特別支援サポーターの確保が必要になっています。

① 早期発見・相談の着実な実施

年中児発達参観の着実な実施
・年中児の発達状況等を発達応援チームと保護者が共に確認し、子どもの特性等に早期に気づくことができるよう年中児発達参観を着実に実施します。
多職種による子どもの発育・子育て相談の実施
・子どもに関する様々な悩みを持った保護者や保育士等支援者の相談に適切に対応し、子どもの特性に適した対応ができるよう、臨床心理士、言語聴覚士、保健師等による子どもの発育・子育て相談を継続実施します。

② 発見から支援への確実なつなぎ

発達支援コーディネーターを中心とした個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上等
・個別の発達支援計画の作成や保護者との情報共有の推進のために、保育士等の資質向上を図ります。また、各施設の発達支援の中心的な役割を担う発達支援コーディネーターの養成とスキルアップを行います。
保護者の理解の促進
・子どもの特性に応じた適切な支援ができるよう、保護者を含めた市民に対し、発達障がいに関する理解を深めるための機会を設け、周知を図ります。

③ 支援体制の充実

放課後等デイサービスの充実
<ul style="list-style-type: none">・療育的支援が必要な就学児に対し、専門的な支援を実施するため、放課後等デイサービスの充実を図ります。
特別支援教育に係るスタッフの確保
<ul style="list-style-type: none">・増加する特別な教育支援を必要とする児童生徒への適切な支援を行うために、特別支援サポーターを配置します。

**第3章 三条市障がい福祉計画
三条市障がい児福祉計画**

I 計画期間における数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 % (9 人) 以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

地域移行の対象者として、障がい支援区分 4 以下で 50 歳未満の者 (6 人) を移行可能対象者と抽出し、個々の状況を勘案した結果、地域生活移行者の目標値を 3 人に設定します。

(3) 目標値

項 目		数 値
基 準	平成 28 年度末時点の施設入所者数	102 人
目 標	計画期間における地域生活移行者数	3 人

(4) 実績値

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域生活移行者数	1 人	2 人	0 人
累 計	1 人	3 人	3 人

※ 平成 29 年度の実績値は、平成 29 年 11 月末時点の数値です。以下同じ。

2 施設入所者数の削減

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 % (2 人) 以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

新たな入所者 4 人と退所者 (3 人の地域生活への移行 (1 の目標値) と 4 人の介護保険制度への移行を見込み、施設入所者数削減の目標値を 3 人に設定します。

(3) 目標値

項 目		数 値
基 準	平成 28 年度末時点の施設入所者数	102 人
目 標	平成 32 年度末時点の施設入所者削減数	3 人

(4) 実績値

項 目	平成 27 度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所者数	104 人	102 人	101 人

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

地域自立支援協議会や既存の地域包括ケアシステム構築に向けた協議体を活用し、精神科病院からの地域移行に関する協議を行います。

(3) 目標値

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での協議の場	有

4 地域生活支援拠点の整備

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

平成 28 年 6 月に障がい者居住支援拠点施設を開設し目標は達成している。

(3) 目標値

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点における地域生活支援拠点の整備	有

(4) 整備内容

項目	内容
実施事業	①共同生活援助（3住居） ②相談支援事業所 ③地域活動支援センター（余暇活動支援センター）
付加機能	①地域移行・定着支援員の配置 ②24 時間支援体制 ③サテライト型住居への対応 ④体験利用及び緊急時の受入れ体制

5 福祉施設利用から一般就労への移行

(1) 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度に一般就労に移行する者の目標を設定する。

当該目標の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労移行実績の 1.5 倍（14 人）以上とすることを基本とし、これまでの実績及び実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

一般企業による就労継続支援サービス等の参入による移行者数の増を見込み、平成 32 年度に福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値を 14 人に設定します。

(3) 目標値

項 目		数 値
基 準	平成 28 年度の年間一般就労移行者数	9 人
目 標	平成 32 年度の年間一般就労移行者数	14 人

(4) 実績値

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般就労移行者数	14 人	9 人	7 人

6 就労移行支援事業の利用者数

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末の利用者の 2 割以上（40 人）以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

サービス利用者の利用傾向等を勘案し算定した平成 32 年度のサービス見込量の利用人数（40 人）から、就労移行支援事業利用者の増加の目標値を 7 人に設定します。

(3) 目標値

項 目		数 値
基 準	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	33 人
目 標	平成 32 年度末時点の就労移行支援事業利用者増加数	40 人

(4) 実績値

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援利用者数	26 人	33 人	32 人

7 就労移行率 3 割以上の事業所の割合

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末において、就労移行支援事業者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割（3 か所）以上とすることを目指し、これまでの実績及び実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

市内事業所の過去3年間の就労移行実績を勘案し、就労移行率3割以上の事業所の目標値を平成28年度実績から2つ増加した3か所に設定します。

(3) 目標値

項 目		数 値
基 準	平成28年度末時点の就労移行支援事業所数	5か所
目 標	平成32年度末時点の就労移行率3割以上の事業所数	3か所

(4) 実績値

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内事業所数	4か所	5か所	5か所
3割以上の事業所数	4か所	1か所	1か所

8 就労定着支援利用による職場定着率

(1) 国の基本指針

各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定する。

※「1年後」の定義

「支給決定から1年超となる日」(＝満1年に該当する日の翌日)を指す。

(2) 市の考え方

平成30年度中及び平成31年度中において、就労定着支援事業を利用するものを勘案し設定します。

(3) 目標値

項 目		数 値
基 準	平成 30 年度の新規利用者数	15 人
目 標	1 年後の職場定着者数	12 人
基 準	平成 31 年度の新規利用者数	17 人
目 標	1 年後の職場定着者数	14 人

9 障がい児支援の提供体制

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、
地域の実情を踏まえて設定する。

- ・ 児童発達支援センター：少なくとも 1 か所以上設置する。
- ・ 保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所：1 か所以上確保する。

(2) 市の考え方

平成 32 年度末までに障がい児支援の提供体制を整備します。

(3) 目標値

項目	数値
児童発達支援センターの設置	0 か所 (※)
保育所等訪問支援の提供体制の構築	1 か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所 (整備済み)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所 (整備済み)

※ ただし、既存の児童発達支援事業所における機能の充実を図る。

10 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(1) 国の基本指針

平成 30 年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 市の考え方

平成 30 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置します。

(3) 目標値

項目	協議の場の有無
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有

11 福祉施設における工賃アップ（市の独自目標）

(1) 市の考え方

平成 32 年度末における市内施設の就労継続支援 B 型利用者の作業工賃平均月額目標値を設定します。

当該目標の設定に当たっては、障がいの程度により作業内容が多様であることから、各施設単位で設定した目標値を基に作業工賃見込額を目標値として設定します。

(2) 目標値

項 目		数 値
基 準	平成 28 年度の作業工賃平均月額（就労継続支援 B 型）	11,439 円
目 標	平成 32 年度の作業工賃見込月額（就労継続支援 B 型）	14,102 円

(3) 実績値

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
作業工賃平均月額	10,459 円	11,439 円	11,797 円

Ⅱ サービス見込量と確保のための方策

障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の種類ごとに、第5期における必要量を見込みます。

サービス見込量の設定に当たっては、現在のサービス利用者、今後の新たな利用者、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用から一般就労への移行等の状況を勘案して推計します。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

障がいのある方とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスの安定供給に向けて更なる充実を図ります。また、同行援護及び行動援護については、利用の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

ア 居宅介護

居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用時間（月）	2,426	2,498	2,573
実利用者数（月）	164	169	174

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用時間（月）	2,344	2,383	2,444
実利用者数（月）	159	156	161

※ 平成29年度の実績量は見込数値です。以下同じ。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難を有する方で、常時介護を必要とする人の支援を総合的に行います。

(ア) 設定の考え方

市内にサービス提供を行える事業所がないため、平成29年10月末の利用実績はありませんが、ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用時間（月）	240	480	480
実利用者数（月）	1	2	2

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用時間（月）	0	0	0
実利用者数（月）	0	0	0

ウ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を要する方に、移動時における視覚的情報の支援、排せつ、食事などの介護を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用時間（月）	107	111	116
実利用者数（月）	9	10	10

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用時間（月）	68	74	103
実利用者数（月）	9	8	8

エ 行動援護

重度の知的障がいや精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の支援を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用時間（月）	10	10	15
実利用者数（月）	2	2	3

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用時間（月）	9	7	9
実利用者数（月）	2	1	1

オ 重度障がい者等包括支援

常時介護を要する方で、その介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

(ア) 設定の考え方

市内にサービス提供を行える事業所がないため、平成29年10月末の利用実績はありませんが、ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用時間（月）	240	240	480
実利用者数（月）	1	1	2

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用時間（月）	0	0	0
実利用者数（月）	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の確保を図ります。また、障がい者拠点施設「グッデイいきいきサポートセンター」を中心とした市内各事業所の面的な連携により、効率的なサービスの提供に努めます。

ア 生活介護

常時介護を要する方に、施設で入浴、排せつ、食事などの介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、特別支援学校卒業生の利用見込みやその他のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	3,752	4,018	4,106
実利用者数（月）	212	227	232

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	3,236	3,362	3,451
実利用者数（月）	180	191	195

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	20	40	50
実利用者数（月）	1	2	3

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	40	20	20
実利用者数（月）	3	1	1

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある方が自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、特別支援学校卒業生の利用見込みやその他のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

なお、障がい者居住支援拠点施設の整備に伴い、長久の家が平成28年度に宿泊型自立訓練からグループホームへ移行したため、平成28年度以降の見込量が減少しています。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	230	230	230
実利用者数（月）	16	16	16

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	861	482	376
実利用者数（月）	40	27	25

エ 就労移行支援

一般企業に就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	668	707	764
実利用者数（月）	35	37	40

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	494	576	631
実利用者数（月）	27	30	33

オ 就労継続支援A型

一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴う就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	427	427	445
実利用者数（月）	24	24	25

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	612	406	409
実利用者数（月）	35	23	23

カ 就労継続支援B型

一般企業への就労が困難な方に、雇用契約を伴わない就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、ニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	3,382	3,477	3,743
実利用者数（月）	178	183	197

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	2,915	3,197	3,311
実利用者数（月）	157	168	173

キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や家族、関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。（平成30年4月からの新規サービス）

(ア) 設定の考え方

一般就労へ移行した近年の実績とニーズを勘案し、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（月）	15	17	20

ク 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、病院で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、待機者などを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	25	26	26

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（月）	22	23	24

ケ 短期入所

家族の病気などによって短期間の入所が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	450	468	486
実利用者数（月）	75	78	81

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	406	380	457
実利用者数（月）	69	67	72

※ 実績量は、福祉型及び医療型の合算値です。

(3) 居住系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう必要量を見込み、居住の場の確保を図ります。また、障がい者居住支援拠点施設を中心とした市内各事業所の連携により、効率的なサービスの提供に努めます。

ア 共同生活援助

共同生活を営む住居において、日常生活上の相談や援助を必要とする方に、相談、入浴、排せつ、食事などの援助を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、障がい者居住支援拠点施設の整備やニーズなどを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	76	78	80

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（月）	56	71	74

イ 施設入所支援

施設に入所する方に対し、主に夜間において入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、地域移行に伴う利用者の減少や待機者の新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	101	100	99

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（月）	104	102	101

ウ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行した人を対象に、円滑な地域生活ができるよう定期的な巡回訪問や随時の対応等の支援を行います。（平成30年4月からの新規サービス）

(ア) 設定の考え方

施設やグループホーム、病院等を利用している者、その他自立した日常生活や社会生活を営むためにサービスが必要と判断される者の利用を想定し、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	10	10	10

(4) 相談支援

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援事業所の増加及び相談支援専門員のスキルの向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備や充実を図ります。

ア 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する方に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の実利用者数に、障がい福祉サービスの利用見込で用いた新たな実利用者数を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	98	99	100

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（月）	95	96	97

イ 地域相談支援（地域移行支援）

施設や病院に入所・入院している方が、退所・退院する際に、地域で生活するための相談や居住の確保などの支援を行います。

(ア) 設定の考え方

今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	1	1	2

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（月）	1	0	0

ウ 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身で生活する方が、安定した地域生活が送れるように、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対して訪問支援を行います。

(ア) 設定の考え方

今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	2	3	3

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（月）	0	1	2

(5) 障がい児支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、その家族が安心して子育てができるようサービス提供体制の確保に努めます。

ア 児童発達支援

主に未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	250	250	250
実利用者数（月）	100	100	100

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	206	207	188
実利用者数（月）	90	87	77

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由により医療を要する児童に対し、治療や日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、利用の可能性のある児童を新たな利用見込として加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	10	10	10
実利用者数（月）	2	2	2

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	4	3	4
実利用者数（月）	1	1	1

ウ 放課後等デイサービス

学校に就学しており、放課後や休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、過去3年間の利用伸率等を勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	658	715	884
実利用者数（月）	91	112	138

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	131	299	460
実利用者数（月）	21	46	74

エ 保育所等訪問支援

保育所などに通う集団生活への支援が必要な児童に対し、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(ア) 設定の考え方

市内にサービス提供を行える事業所がないため、平成29年10月末の利用実績はありませんが、今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	2	2	4
実利用者数（月）	1	1	2

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数（月）	0	0	0
実利用者数（月）	0	0	0

オ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(ア) 設定の考え方

平成30年4月から始まる新サービスであるため、市内にサービス提供を行える事業所がありませんが、今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用者数（月）	4	4	4
実利用者数（月）	1	1	1

カ 障がい児相談支援

障がい児支援を利用する児童に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施を行います。

(ア) 設定の考え方

平成29年10月末の実利用者数に、障がい児通所支援で用いた新たな実利用者数を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	41	45	50

(ウ) 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（月）	21	29	30

キ 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

(ア) 設定の考え方

医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込量を設定します。

(イ) 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーター人数 (人)	1	1	1

2 地域生活支援事業

地域自立支援協議会などを通じて、障がいのある方のサービス利用におけるニーズの把握に努めるとともに、利用ニーズや地域の実情を踏まえたサービスの提供となるよう地域生活基盤の整備を図ります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいへの理解を深めるための啓発等を行います。

ア 設定の考え方

現在の取組を引き続き継続実施しています。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	無	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活を送れるよう障がいのある方、家族、地域住民等による自発的な取組を支援し、地域共生社会の実現を目指します。

ア 設定の考え方

障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動等を支援します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

障がいのある方やその家族からの相談に応じ、サービス利用や権利擁護に関する支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。

また、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

ア 設定の考え方

基本相談支援の実施箇所数については、平成29年度の実施箇所数及び新たに1箇所が実施することを見込み、計画期間における見込量として設定します。また、基幹相談支援センターについては、計画期間内に設置について検討していきます。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基本相談支援 (実施箇所数)	4	5	5
基幹相談支援センター (実施箇所数)	0	0	0

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基本相談支援 (実施箇所数)	4	4	4
基幹相談支援センター (実施箇所数)	0	0	0

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいがある方で、成年後見制度の利用が困難な人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行ったり、申立てに要する経費や後見人などの報酬に対する助成を行います。

ア 設定の考え方

今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (年)	7	9	10

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数 (年)	1	4	6

(5) 成年後見制度法人後見事業

社会福祉協議会等の協力の下、様々な相談に対応できるよう支援していきます。

ア 設定の考え方

社会福祉協議会等が事業を実施し、障がいのある方の権利擁護を図っていきます。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	有	有	有

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行うとともに、市福祉課に手話通訳者を設置します。

ア 設定の考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、今後のサービスの利用ニーズを勘案して、計画期間における見込量を設定します。手話通訳者設置事業については、引き続き市福祉課に配置して実施します。

イ 見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実使用者数（年）	20	20	20
	延べ利用者数（年）	73	78	80
手話通訳者設置事業（設置者数）		1	1	1

ウ 実績量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実使用者数（年）	10	11	13
	延べ利用者数（年）	59	74	72
手話通訳者設置事業（設置者数）		1	1	1

(7) 日常生活用具給付事業

主に重度の障がいがある方の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具などの給付を行います。

ア 設定の考え方

排せつ管理支援用具については、平成29年度の実績見込に、過去3年間の伸率と対象者の拡大による新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。その他の用具については、過去3年間で最も多い年度のものを見込量として設定します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具（給付件数／年）	3	3	2
自立生活支援用具（給付件数／年）	9	9	8
在宅療養等支援用具（給付件数／年）	10	10	11
情報・意思疎通支援用具（給付件数／年）	16	17	17
排せつ管理支援用具（給付件数／年）	1,980	1,980	1,980
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（給付件数／年）	3	4	4

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具 (給付件数/年)	1	0	3
自立生活支援用具 (給付件数/年)	7	7	8
在宅療養等支援用具 (給付件数/年)	12	8	11
情報・意思疎通支援用具 (給付件数/年)	15	21	15
排せつ管理支援用具 (給付件数/年)	1,821	1,979	1,980
居宅生活動作補助用具(住宅改修費) (給付件数/年)	6	2	3

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある方の交流促進を図るため、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を行います。

ア 設定の考え方

手話奉仕員になるためには、研修終了後、一定期間の実務経験が必要であることから、過去の実績を踏まえ、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
新規登録者数(年)	1	1	1

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規登録者数(年)	0	3	0

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に対して、余暇活動など社会参加のための外出に必要な支援を行います。

ア 設定の考え方

過去3年間の平均利用実績に、利用伸率やニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（年）	97	97	97
延べ利用時間（年）	5,960	5,960	5,960

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（年）	106	97	96
延べ利用時間（年）	6,331	5,962	5,938

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを供与する地域活動支援センターの機能強化を図ります。

ア 設定の考え方

実施箇所数については、平成29年度の実施箇所数を計画期間における見込量として設定します。実利用者数については、平成29年10月末の実利用者数に、サービス利用のニーズを勘案した新たな実利用者数を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

【市内事業所】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	3	3	3
実利用者数（年）	120	125	130

【市外事業所】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	2	2	2
実利用者数（年）	3	3	3

ウ 実績量

【市内事業所】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	2	3	3
実利用者数（年）	102	111	115

【市外事業所】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	0	0	2
実利用者数（年）	0	0	3

(11) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいがあり、自宅以外で入浴が困難な方に対して、自宅へ訪問し、入浴サービスを提供します。

ア 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、サービス利用のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	2	2	2
実利用者数（年）	8	9	9

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	2	2	2
実利用者数（年）	6	6	8

(12) 声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な方に、市の広報紙の情報を音声訳により定期的に提供します。

ア 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、サービス利用のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（年）	18	19	20

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数（年）	16	17	17

(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業

社会活動への参加を促進するため、障がいの状況により自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

ア 設定の考え方

平成29年10月末の利用実績に、サービス利用のニーズを勘案した新たな利用見込を加えることにより、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助成件数（年）	8	8	8

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成件数（年）	8	5	7

(14) 日中一時支援事業

家族の就労支援や一時的な休息等のため、日中において一時的な預かりや見守りなどの支援を行います。

ア 設定の考え方

平成29年度の実績見込に、過去3年間の実利用人数の伸率と平成28年度の平均利用回数を勘案して、計画期間における見込量を設定します。

イ 見込量

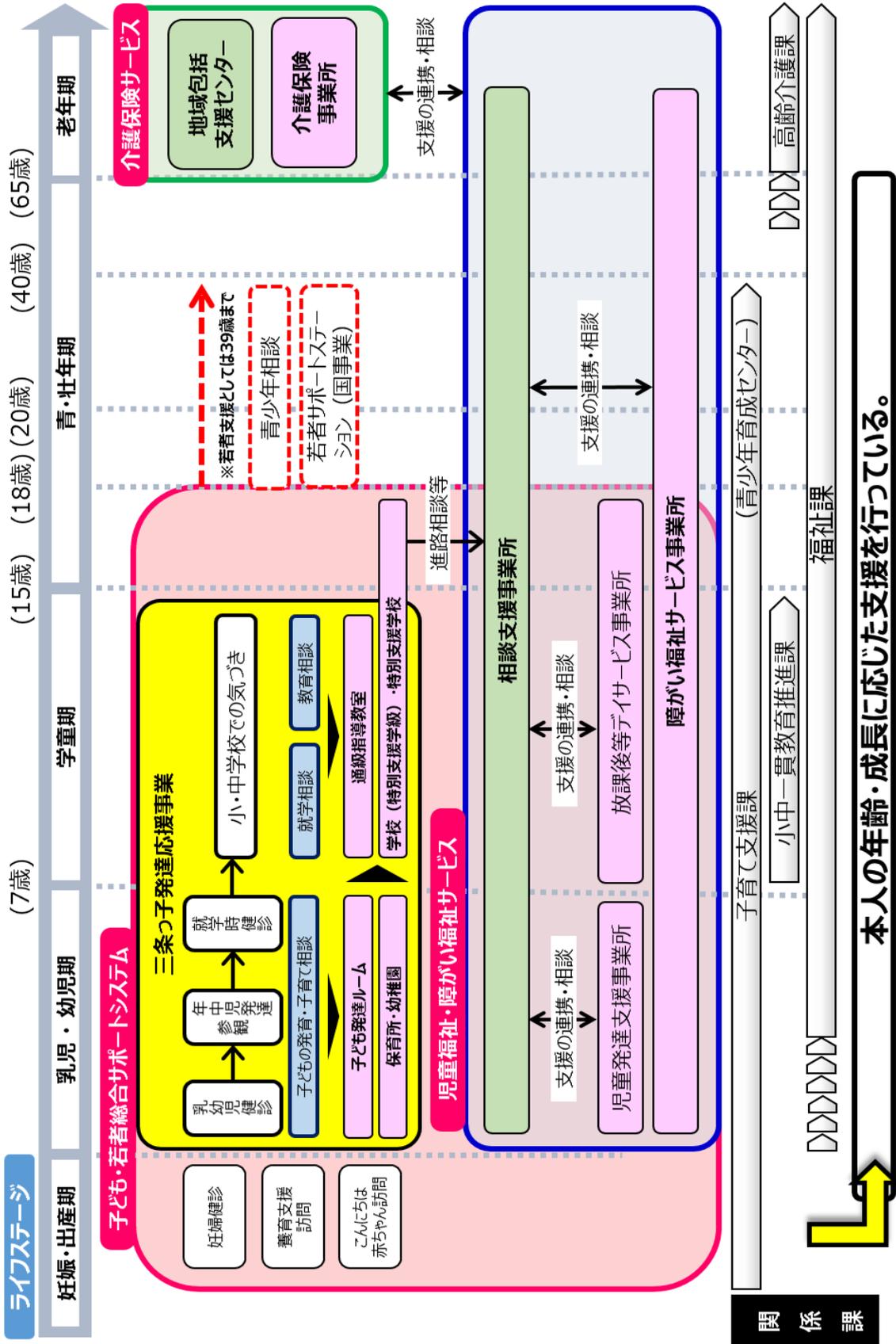
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用回数（年）	7,772	7,785	7,799
延べ利用者数（年）	177	181	185

ウ 実績量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用回数（年）	7,759	7,746	7,759
延べ利用者数（年）	174	173	175

資 料 編

1 ライフステージに応じた支援体制



2 三条市地域自立支援協議会

三条市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

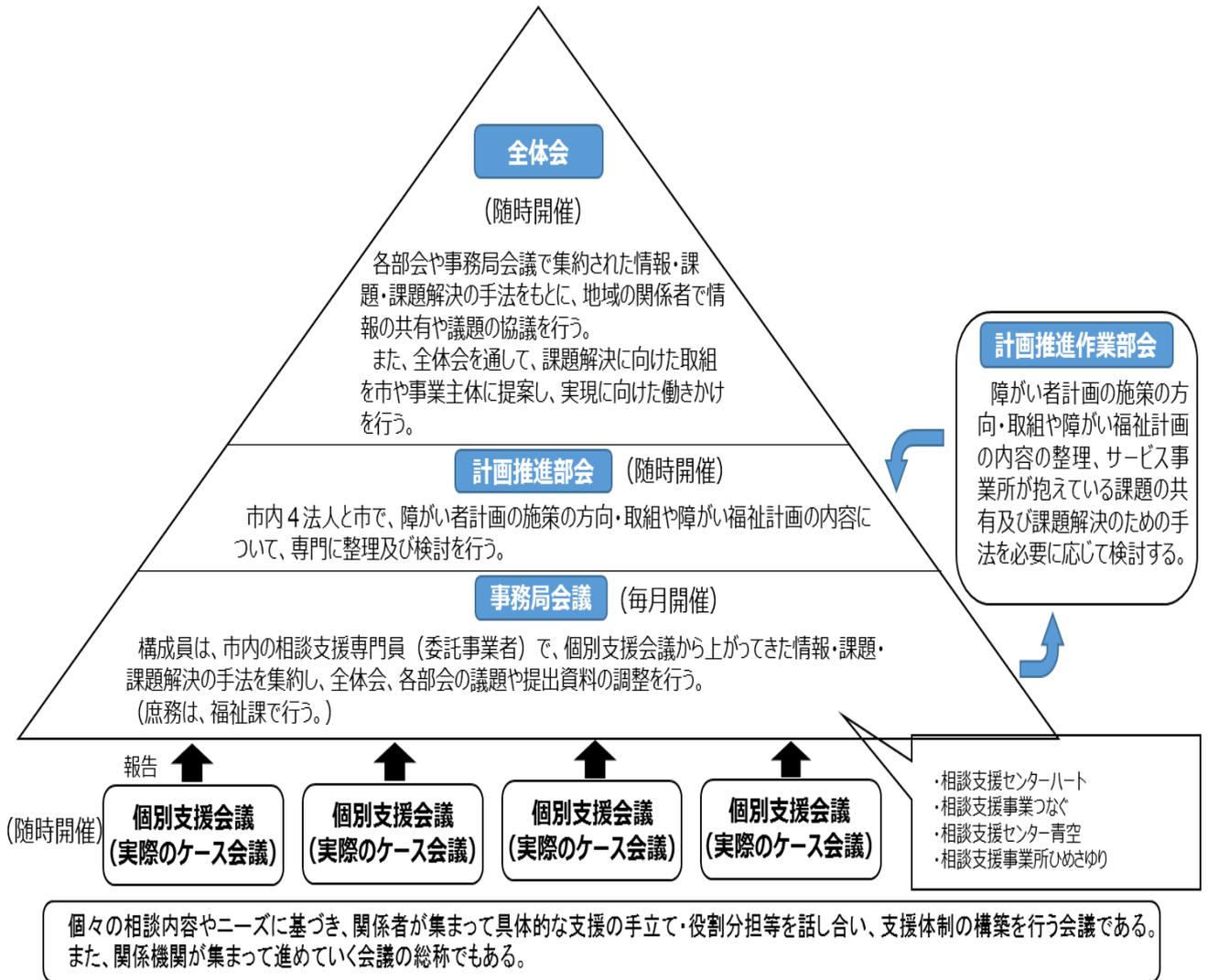
三条市地域自立支援協議会委員名簿

平成 29 年 12 月 1 日現在

No.	区 分	所 属 等	氏 名
1	学識経験者	新潟医療福祉大学 地域連携担当副学長兼社会福祉学部長	◎丸 田 秋 男
2	相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者	(福) 県央福祉会 いからしの里園長兼いからし工房所長	元 川 裕美子
3		(福) 三条市手をつなぐ育成会 常務理事	○丸 山 裕 子
4		(福) ひめさゆり福祉会 管理者	佐 藤 忠 雄
5		(福) 青空福祉会 施設長兼管理者	川 瀬 正
6	保健・教育・雇用機関の関係者	三条公共職業安定所 所長	成 澤 康 仁
7		三条地域振興局健康福祉環境部長	後 藤 一 安
8		新潟県立月ヶ岡特別支援学校教諭	熊 倉 真 弓
9		三条商工会議所常議員 三条商工会議所経営対策委員会委員長	川 崎 国 雄
10	障がい福祉関係団体	社会福祉法人三条市社会福祉協議会 三条支所介護係長兼下田支所介護係長	鍋 嶋 弘 樹
11		三条市身体障害者福祉協会	荒 木 義 一
12		ぴあのつどい	平 岡 美 佳
13		三条地区自閉症児・者を育てる会	栗 山 政 子

◎ 会長 ○ 副会長

三条市地域自立支援協議会の組織図



第 2 期三条市障がい者計画

第 5 期三条市障がい福祉計画

第 1 期三条市障がい児福祉計画

- 発行 平成30年 3 月
- 発行・編集 三条市福祉保健部福祉課
三条市教育委員会子育て支援課
- 住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町 2 丁目 3 番 1 号
- 電話 0256-34-5511 (代表)
- F A X 0256-35-2150
- U R L <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>